平成２８年（フ）第１２３１号
名古屋市名東区明が丘54番地の１　コーポ明ケ丘102号
債務者　今西　英里
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８号
滋賀県長浜市八幡東町282番地、住民票上の住所滋賀県大津市桜野町１丁目１番20号－205号　Ｓｔａ．Ｐｌｕｓ　ｗａｎ
債務者　林　　達哉
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
兵庫県姫路市大野町12番地　野里マンション502号
債務者　辰田　和美
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２３４号
兵庫県高砂市時光寺町34番６－504号
債務者　井口　幸子
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２８９号
兵庫県姫路市飾磨区中野田３丁目１番地２階、従前の住所兵庫県姫路市余部区上余部722番地５
債務者　池田　和子
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２９２号
兵庫県姫路市香寺町香呂400番地　マルフク団地506号
債務者　佐藤　鶴夫
１　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２９７号
兵庫県姫路市市川台３丁目１番地　姫路公社住宅３棟116号
債務者　早瀬　正純
１　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２９８号
兵庫県姫路市市川台３丁目１番地　姫路公社住宅３棟116号
債務者　早瀬加代子
１　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５０３号
広島市佐伯区五日市中央５丁目３番17－606号
債務者　中野　時子
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１３号
佐賀県武雄市朝日町大字中野5054番地２、前住所広島県呉市仁方中筋町22番18号　201号室
債務者　山下　真季（旧姓菰原）
１　決定年月日時　平成28年８月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１１６号
佐賀県伊万里市立花町1513番地13　バーズウッドテラス203号、前住所佐賀県伊万里市二里町大里乙1091番地19　ハイツ副島　201
債務者　大宅　里美
１　決定年月日時　平成28年８月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１１８号
佐賀県武雄市北方町大字大崎2254番地１　市営浦田住宅７－２
債務者　坂本　政好
１　決定年月日時　平成28年８月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１２２号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2054番地１－３、前住所佐賀県杵島郡大町町大字福母1994番地８　コーポ福母102号
債務者　大塚真菜美（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成28年８月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１０２号
秋田市土崎港北４丁目２番５号
債務者　佐々木優子
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０号
福島県相馬市大曲字大毛内284番地の３
債務者　荒　　美喜（旧姓大橋）
１　決定年月日時　平成28年８月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（フ）第１１号
福島県南相馬市原町区上渋佐字原田80番地　コーポジュネスⅡＡ－５
債務者　山口　靖幸
１　決定年月日時　平成28年８月26日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
福島地方裁判所相馬支部